

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した身体障害者手帳交付処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都知事（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、身体障害者福祉法（以下「法」という。）15条4項の規定に基づいて、平成29年1月31日付けで行った身体障害者手帳（以下「手帳」という。）の交付処分について、請求人の身体障害程度等級（法施行規則別表第5号（以下「等級表」という。）によるもの。以下「障害等級」という。）を総合等級「3級」と認定とした部分のうち、視野障害（以下「本件障害」という。）を「5級」とした部分（以下「本件処分」という。）を不服として、これをより上位の等級に変更することにより、手帳の総合等級を2級に変更することを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由から、本件処分は違法又は不当であると主張する。

本件診断書にあるとおり、請求人の視野障害は2級であることから、総合等級も2級とすべきものである。補装具支給制度を利用した際の〇〇の〇〇センターでの検査では、視野の検査はなく、また、

同所の検査結果においては、担当医から本件診断書のとおりとの説明を受けている。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成29年 7月 3日	諮問
平成29年 8月14日	審議（第12回第1部会）
平成29年 9月 5日	処分庁へ調査照会
平成29年 9月13日	処分庁から回答を収受
平成29年 9月15日	審議（第13回第1部会）
平成29年10月 5日	処分庁へ調査照会
平成29年10月20日	処分庁から回答を収受
平成29年10月30日	審議（第14回第1部会）
平成29年11月21日	審議（第15回第1部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

- (1) 法15条1項は、手帳の交付申請は、都道府県知事（以下「知事」という。）の定める医師の診断書を添えてその居住地の知事に対して行う旨を定め、同条4項は、知事は、審査の結果、身体に障害のある者の申請による障害が法別表に掲げるものに該当すると認めたときは、申請者に手帳を交付しなければならないと定

めている。

また、法施行令10条1項は、知事は、手帳の交付を受けた時に有していた障害に加えてそれ以外の障害で法別表各項のいずれかに該当するものを有するに至った者から手帳の再交付の申請があったときは、厚生労働省令で定めるところにより、手帳を交付しなければならないと定めており、法施行規則7条は、手帳の再交付の申請は、法15条1項に定める医師の診断書及び同条3項に定める意見書等を添えて行う旨を定めている（法施行規則2条を準用）。

そして、法施行規則5条1項2号は、手帳には障害名及び障害の級別を記載すべき旨を規定し、同条3項は、級別は等級表により定めるものとし、等級表においては、障害の種別ごとに1級から7級まで（ただし、視力障害については1級から6級まで、視野障害については2級から5級まで）の障害の級別（障害等級）が定められている。

- (2) 東京都においては、上記(1)に基づき、手帳の交付申請者の障害が法別表に掲げるものに該当するか否か、並びに該当する場合における障害の種類及び障害の程度の別についての認定審査を適切に行うため、東京都身体障害者手帳に関する規則（平成12年東京都規則第215号）及び同規則5条の規定による受任規程である「東京都身体障害認定基準」（平成12年3月31日付11福心福調第1468号。以下「認定基準」という。）を定めている。そして、認定基準8条は、「身体障害程度等級における個別の障害種目に係る認定基準については、別紙『障害程度等級表解説』のとおりとする。」と規定しており（以下同解説を「等級表解説」という。）、手帳の交付申請に対しては、これらに則って手帳交付の可否の判断及び手帳に記載する障害名・障害等級の認定を行っている。

- (3) そして、処分庁が上記認定に係る審査を行うに当たっては、法

15条1項の趣旨からして、提出された診断書に記載された内容を資料として判断を行うものと解される。

ただし、診断書に記載された医師の意見（法15条3項の意見）は、診断に当たった医師の意見であり、最終的には処分庁が当該意見を踏まえつつ、診断書の記載内容全般を基に、客観的に判定を行うべきものである。

このため、仮に、処分庁により交付される手帳に記載された障害等級が、申請書に添付された診断書に記載された医師の意見と異なることがあったとしても、診断書の記載内容全般を基にした処分庁の判断に違法又は不当な点が無ければ、手帳の交付処分取消・変更理由があるとはできない。

また、本件において、処分庁は、〇〇医師に対し、請求人の障害等級は「視力障害3級、視野障害5級、総合3級」と思われるとして意見照会し、同医師から「視力障害3級、視野障害5級、総合3級」で良いとの回答がなされていることから、その時点において、法に基づく担当医師の意見が訂正されたことが認められる。

2 そこで、本件診断書の記載内容を前提として、本件処分に違法又は不当な点がないかどうか、念のため、請求人の視力障害を含めた視覚障害の障害等級について以下検討する。

(1) 本件診断書によれば、請求人の障害名は「視力障害及び視野障害」とされている（別紙1・I・①）。

等級表は、視覚障害の障害等級について、以下のとおり定めている。

級 別	視 覚 障 害
1 級	両眼の視力（万国式試視力表によって測ったものをいい、屈折異常のある者については、きょう正視力について測ったものをいう。以下同じ。）の和が0.01以下のもの

2 級	1 両眼の視力の和が0.02以上0.04以下のもの 2 両眼の視野がそれぞれ10度以内でかつ両眼による視野について視能率による損失率が95%以上のもの
3 級	1 両眼の視力の和が0.05以上0.08以下のもの 2 両眼の視野がそれぞれ10度以内でかつ両眼による視野について視能率による損失率が90%以上のもの
4 級	1 両眼の視力の和が0.09以上0.12以下のもの 2 両眼の視野がそれぞれ10度以内のもの
5 級	1 両眼の視力の和が0.13以上0.2以下のもの 2 両眼による視野の2分の1以上が欠けているもの
6 級	一眼の視力が0.02以下、他眼の視力が0.6以下のもので、両眼の視力の和が0.2を超えるもの

また、認定基準7条は、二つ以上の障害が重複する場合の障害等級について、重複する障害の合計指数に応じて、以下左表により認定することとし、また、合計指数は以下右表により各々の障害の該当する等級の指数を合計したものととしている。

合計指数	認定等級	障害等級	指数
18以上	1 級	1 級	18
11～17	2 級	2 級	11
7～10	3 級	3 級	7
4～6	4 級	4 級	4
2～3	5 級	5 級	2
1	6 級	6 級	1
		7 級	0.5

そして、等級表解説は、視覚障害の障害等級を認定するための基準について、おおむね別紙2「等級表解説（抄）」のとおりとしている。

(2) 請求人の障害等級について

ア 視力障害について

本件診断書の「視覚障害の状況及び所見」の「視力」の欄

(別紙1・Ⅱ・1)には「右 0.03 (0.05×-8.00D Cyl -6.50D Ax110)」、「左 0.01 (0.02×-6.00D Cyl -5.00D Ax115)」とそれぞれ記載されている(これは、右眼の裸眼視力は0.03、矯正視力は0.05(近視、球面度数8.00D。乱視度数は近視性6.50D、乱視軸は110°)、左眼の裸眼視力は0.01、矯正視力は0.02(近視、球面度数6.00D。乱視度数は近視性5.00D、乱視軸は115°)であることを意味する。)

等級表における視力は、矯正視力について測ったものをいい(上記(1)等級表参照)、本件診断書の上記記載によれば、請求人の両眼の視力(矯正後の視力、右眼0.05、左眼0.02)の和は「0.07」となることから、等級表及び等級表解説に照らして、請求人の視力障害は、「両眼の視力の和が0.05以上0.08以下のもの(3級)」(指数7)に該当するものと認められる。

イ 視野障害について

(ア) 本件診断書の「視覚障害の状況及び所見」の「視野」の欄(別紙1・Ⅱ・2)で、両眼についてI/4の指標における視野が全ての方向において10度以内(右眼については約10度弱の範囲、左眼については下部分のみ約5度の範囲)しか視野残存は認められないとされるものの、求心性視野狭窄の有無が「無」とされ、また、本件診断書に添付されていた請求人の両眼の視野測定結果(視野図、以下「視野図」という。)から見て、請求人に求心性視野狭窄(別紙2・第1・2・(2)・イ参照)を認めることはできない。

(イ) また、本件診断書の「視覚障害の状況及び所見」の「中心視野」の欄(別紙1・Ⅱ・3)によれば、視野の測定については、両眼とも全ての方向が測定不可(0度)、視能率0%、損失率100%、両眼の損失率100%とされているが、視

野図によれば、両眼とも相当程度の視野が残存していることが認められる。

そして、処分庁は、認定審査会に審査を求めたところ、「視野図より求心性無のため5級」及び「審査結果 視力3級 視野5級」との審査結果を受けたこと、また、視野障害に係る処分庁からの〇〇医師への照会に対しては、〇〇医師から、「視力障害3級、視野障害5級、総合3級」との回答があったことがそれぞれ認められる。

(ウ) さらに、当審査会において、行政不服審査法74条に基づく調査をした結果、処分庁から以下の回答を得た。

第1に、視野の測定に際しては、総合的に求心性視野狭窄かどうかを判断し、認定する。

第2に、本件診断書にある「強度近視性網脈絡膜萎縮、角膜混濁」は、いずれも求心性視野狭窄を来す疾病ではない。

第3に、本件診断書の「求心性視野狭窄の有無」の欄に「無」とある。

第4に、別添視野図の測定結果を確認すると、視野が周辺からほぼ均等に狭くなる所見が認められないことから、求心性視野狭窄ではないと判断した。

第5に、等級表中の「両眼の視野がそれぞれ10度以内」については、求心性視野狭窄が認められる場合のみ適用するものであるから、4級には該当しないと判断した。

上記の処分庁の主張は、いずれも当該疾病に係る専門的な知見に基づくものであると認められる。

これらに基づけば、請求人の視野障害は4級には該当せず5級であると認められる。

なお、認定基準についての処分庁の回答によれば、手帳交付事務は自治事務であるが、全国で統一的に扱う必要があり、障害種目に係る認定基準自体も国により十分な検討を重ねた上で

策定されたものであり、十分に合理性があるため、東京都では国の身体障害者認定基準に準じた取扱いを行っているとのことである。

そうすると、認定基準は合理的であると認められる。

ウ 視覚障害の障害等級について

視力障害と視野障害が重複する場合は、重複障害認定の原則に基づき認定することとされており（別紙2第1・1・(4)）、認定基準7条によれば、二つ以上の障害が重複する場合の障害等級は、重複する障害の合計指数に応じて認定することとされている。

そして、合計指数の基となる各障害の障害等級の指数は、3級の場合は指数7とされ、5級の場合は指数2とされているから（認定基準7条・1・(2)）、上記ア及びイより請求人の合計指数は、視力障害及び視野障害のそれぞれの指数を合わせた9となる。

そうすると、合計指数「7～10」は、障害等級3級と認定するものとされているから（認定基準7条・1・(1)）、請求人の視覚障害に係る障害等級の総合等級は3級に該当するものと認められる。

- (3) 以上のとおり、本件診断書等によれば、請求人の視覚障害については、障害等級を総合等級3級とし、障害種類について、視力障害[右：0.05、左：0.02]（3級）、視野障害[両眼の視野2分の1以上欠損]（5級）と判断すべきであることから、処分庁が、請求人の視覚障害の障害等級を総合等級3級とし、視力障害を3級、視野障害を5級とした処分（本件処分）に、違法又は不当な点は認められない。
- (4) 請求人は、主治医の意見書では視野障害2級で、総合等級は2級とされていたにもかかわらず、視野障害5級、総合等級3級と認定されたのはおかしい、補装具支給制度を利用した際の〇〇の

〇〇センターでの検査では、視野の検査はなく、また、同所の検査結果においては、担当医から本件診断書のとおりとの説明を受けている旨主張する。

しかし、前述(1)のとおり、障害等級の認定に係る総合判断は、提出された診断書の記載内容全般に基づいてなされるべきものであり、請求人の視覚障害は、本件診断書の内容を認定基準及び等級表解説に照らして、障害等級の総合等級を3級とし、障害種類について「視力障害[右：0.05、左：0.02](3級)、視野障害[両眼の視野2分の1以上欠損](5級)」と認定するのが相当であることは上記(3)記載のとおりであり、また、補装具支給制度の検査は、別の制度によるものであるから、請求人の主張をもって、本件処分の変更理由として採用することはできない。

- 4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討
その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

高橋滋、窪木登志子、川合敏樹

別紙1及び2(略)